

尼崎医療生協 東尼崎診療所 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 尼崎医療生活協同組合が開設する東尼崎診療所（以下「当事業所」という）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所では、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 尼崎医療生活協同組合 東尼崎診療所
- (2) 開設年月日 2021年7月1日
- (3) 所在地 兵庫県尼崎市杭瀬新町1-12-8
- (4) 電話番号 06-6488-2518 FAX 番号 06-6488-5107
- (5) 介護保険指定番号 2813023658

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 管理者 | 1人（常勤兼務、医師と兼務） |
| (2) 医師 | 1人（常勤兼務、管理者と兼務） |
| (3) 看護職員 | 1人（非常勤兼務1人、診療所と兼務） |
| (4) 介護職員 | 3人（非常勤専従3人） |

- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2人(常勤専従2人)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は尼崎医療生活協同組合規定に準ずるものとし、以下のとおりとする。

- (1) 営業日は①②単位は月曜日から土曜日とする。但し、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。③単位は月曜日から金曜日とする。但し、国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は月曜日から金曜日は8時30分から17時までとする。土曜日は8時30分から13時までとする。
- (3) サービス提供時間は月曜日から土曜日の9時30分から12時45分と、月曜日から金曜日の14時30分から15時45分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)の利用定員数は、①②単位25人、③単位25人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、訪問指導を実施する。
- 5 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、口腔ケア実施する

(利用者負担の額)

第10条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その定められた割合とする。

- (1) その他の費用等利用料は、次の各号の費用額の支払を、利用者から受けるものとする。

- | | | |
|--------|--------------|--------|
| ① オムツ代 | (リハビリパンツオムツ) | 100円/回 |
| | (パット) | 50円/回 |

- ② 前号以外で、事業において提供されるもののうち、日常生活においても必要となるものに関する費用であつて、その利用者に負担が適当と認められる費用。この支払を受ける場合は、利用者またはその家族に対し、事前に説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
尼崎市東部。大阪市西部。(詳細は別紙に定める)

(身体拘束等)

第 12 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(高齢者虐待の防止)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止の為の指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための事業従業者に対する研修の実施(年1回以上)
- ④ 前3号に掲げる措置を適切実施する為の担当者の設置。

担当責任者	管理者(医師) 中島 八束
-------	---------------

⑤ その他虐待のために必要な措置

2.事業者はサービス提供中に当該事業従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを尼崎市に通報するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒 原則禁止。
- ・ 喫煙 原則禁止。
- ・ 貴重品の管理 多額の金銭・貴重品は持ってこないでください。
- ・ 通所リハビリテーション利用中の医療機関での受診はできません。(緊急時をのぞく)
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所事務担当者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

防火管理者	山口 幸一
防災設備	スプリンクラー、補助散水装置、消火器、非常用発電、非常放送設備、自動火災報知機、誘導灯など
災害・消防訓練	年2回

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 16 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。
 - 3 当事業所は利用者に対するサービス提供等により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
 - 4 当事業所は、安全委員会を設置し、事故等の事例分析及びそれに基づく再発防止策を講じた指針を作成する。

(職員の服務規律)

- 第 17 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 18 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- (1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回

(緊急時等における対応方法)

- 第 19 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供をおこなっているときに、利用者に病変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 利用者に対する通所介護(介護予防通所リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

- 第 20 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする
 - 3 本事業所は、提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会・尼崎市の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

担当責任者	職場責任者 鍛冶 亮祐		
相談の方法	電話及び FAX、又は面談		
電話番号	06-6488-2518	FAX 番号	06-6488-5107
受付日	月曜から土曜(日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業)		
受付時間	(月)～(金) 9:00～17:00 (土) 9:00～13:00		

(衛生管理)

- 第 21 条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、事業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 22 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、当組合の就労規則に基づき処分することとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 23 条 1.事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2.事業所は、事業者に対する業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団の排除)

- 第 24 条 当事業者及び管理者は暴力団員等ではないものとする。
- 2 当事業所の運営が暴力団等の支配を受けていないものとする。
- 3 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用者においても暴力団員または暴力団との関わりある者を事業所にて受け入れないこととする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、尼崎医療生活協同組合東尼崎診療所管理会議において定めるものとする。
- 4 当事業所内の書類を整備し、その完結後から 5 年間保存する。
- 5 職員の就業に関する事項は、別に定める尼崎医療生活協同組合の就業規則による。
- 6 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診する。

付 則

この運営規程は、2021年7月1日確認施行

2022年4月1日更新（従業員の職種、営業日及び営業時間）

2023年4月1日更新（従業員数）

2024年3月1日更新（非常災害対策、苦情処理、衛生管理、業務継続計画の策定）

2025年4月1日更新（従業員数）